

# 建設業許可制度の 見直しに関する提言

全国建設関係行政書士協議会

# 提言 目次

## I はじめに

## II 建設業許可制度見直しに関する提言

### (1) 経営能力と施工技術の向上の為に

- ① 建設業会計の徹底の必要性
- ② 経營業務管理責任者の能力担保の必要性

### (2) 経営事項審査制度の改善

- ① 経営事項審査申請の義務付けについて
- ② 主観的事項の客観化に関する意見
- ③ 技術職員数の業種別算定について
- ④ 適正なウェイト付けの実現のために
- ⑤ 審査結果の公表について
- ⑥ 締切日及び基準日の設定並びに審査業務の外部委託について

### (3) 許可の有効期間の延伸について

- ① 許可有効期間の延伸に関する検討
- ② 法第11条の変更等の届出期限について
- ③ 閲覧情報のデータベース化について
- ④ 許可有効期間延伸による規制緩和措置の効果について

## III おわりに

## 1 はじめに

全国建設関係行政書士協議会は、建設業許可制度の中で唯一国民の負託に応える専門職業人である行政書士のグループとして、平成4年9月より活動を開始し、建設業許可制度及びそれに関わる実務の研究・研鑽を重ねてきました。

当協議会は、中央建設業審議会建設産業組織ワーキンググループによって検討されてきた「建設業の許可制度の点検・見直し」に関する動向に重大な関心をもって、手置される内容についてその都度検討を行い、また、平成5年12月に発表された総務庁の「建設業に関する行政監察結果に基づく勧告」の内容及び、平成5年2月15日の「今後における行政改革の推進方策について」の閣議決定の内容についても詳細に検討を加え、当協議会としての「建設業許可制度見直しに関する意見」を先に発表しました。

そしてこの夏、本年3月4日の中央建設業審議会法制小委員会において発表された「建設産業組織ワーキンググループの報告書」の内容に接し、各許可行政庁における許可制度の運用の実態を知る実務家として、当協議会の全国組織を動員して各行政庁における建設業許可申請手続の実態及び決算による許可変更届の提出実績の調査を行い、更に検討を重ねた結果を踏まえて、建設業界の健全な発展、消費者保護、建設行政の円滑な執行に寄与するためという観点に立って具体的に「建言」をまとめ発表することを決意しました。

平成6年3月

全国建設関係行政書士協議会  
代表世話人 三佐藤 忍

建設業法改正問題対策チーム  
担当責任者 小 関 典 明  
岩 戸 康 太 郎  
北 上 雅 弘

## II 建設業許可制度見直しに関する提言

### (1) 経営能力と施工技術の向上の為に

#### ① 建設業会計の徹底の必要性

大手ゼネコンと言われる企業については、企業会計の専門家が企業の内外に存在しています。しかし、中小・零細建設業者にあっては、その多くが経理・事務部門が脆弱であり、会計処理は税理士等の専門家に任せきりで税務申告の為にのみ処理をしているのが現実であり、その処理の方法は商業簿記或いは製造簿記等によっておこなわれており、建設業会計の命とも言える「原価計算」においては、その管理は決して充分であるとは言えない状況にあります。

建設業経営の近代化を図り、経営能力の向上を現実のものとするためには、建設業経営者に建設業会計に基づく正確な数値情報が示され、適正な利潤を確保できる企業会計の処理体制の充実が不可欠であります。

さらに、現在行なわれている経営状況分析の基礎となる数値についても上記のように商業簿記或いは製造簿記等によって処理された決算書の数値を、建設省告示に基づく勘定科目に書替えまたは入替え等の処理を経て調製された「財務諸表」によって行なわれており、必ずしも当該企業の経営実態を正しく分析しているとは言えないと考えます。

〔提言〕 i 建設業会計に基づく会計処理を徹底するために、税法上も建設業簿記による処理を義務付けることとし、これによる負担の軽減を図るためになんらかの税法上の特典（建設業特典）を設定する必要があると考えます。

ii 建設業会計に関する経営者に対する「講習会」の実施等の啓蒙に関する施策が必要であると考えます。

iii 建設業経理事務士の設置の普及については積極的に取り組むべきであります。建設業経理事務士はあくまで社内資格であり、現在絶対数が不足している上、構造的な不況が進行している建設業界にあってこの雇用を確保することは困難であります。従って、建設業経営の近代化を指導・アドバイスできる専門家としての行政書士の有効活用を求めます。

## ② 経營業務管理責任者の能力担保の必要性

中央建設業審議会に於いて発表された「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の基本方針によって示された的確なセーフガード（信頼できる業者を選挙するための担保措置）の構築の要請は、公共工事のみならず民間工事の消費者である一般国民にとっても重要であると考えます。

このセーフガードの構築を実効性あるものとするためには、建設業許可の段階における不良不適格業者の排除と同時に、経營業務管理責任者の能力の担保が求められると考えます。現在、経營業務管理責任者の要件は、許可を受ける建設業について5年、それ以外の建設業について7年の経営経験を要求していますが、これはあくまで形式的要件であり、その能力については審査の対象にはなっていません。従って、実際に経営に参画した経験がなくても必要期間取締役であれば要件を全うすることになります。このことは、建設業許可の審査が、書面上の形式審査である以上やむを得ないことであると考えます。しかし、より効果的なセーフガードを構築するためには、経營業務管理責任者の実質的能力の担保は不可欠であります。

〔提言〕 経營業務管理責任者の能力を担保するための施策が必要であると考えます。

## (2) 経営事項審査制度の改善

昨年より表面化した、地方自治体の首長とわが国建設業界を代表する企業が引き起こした贈収賄事件という不祥事から端を発して、「公共工事に関する入札・契約制度の改革」に関する論議が巻き起こり、また、これとは別の尺度より国際的レベルでの日米構造協議の中で論議された「わが国建設市場への外国企業の参入」の問題と相俟って、公共工事の入札・契約手続の透明性、客観性、競争性を高めるため、さらには的確なセーフガードの構築の方策の一つとして、経営事項審査の厳正化が考えられ、中建審産業組織ワーキンググループ等で検討され、本年3月1日の同グループ報告書においてその改革の基本的内容

が明らかになったわけでありませう。

そこで、実務家としての立場から検討を加え、個々の項目について具体的に提言をしたいと考えます。

#### ① 経営事項審査申請の義務付けについて

経営事項審査の義務付けは、入札制度の前提として当然であります。このことは同時に許可を要さない軽微工事についても公共工事に関しては許可を要することとなり、無許可業者を締め出す結果を招来することになりますので、制度的には公平感が保てるような配慮が求められると考えます。さらに、ここで言う“義務付け”は、「公共工事を施工しようとする建設業者は、予め、必ず経営事項審査を受けなければならない」としてありますが、「基準額未満の工事は、主として指名競争入札方式を活用する。」（行動計画）としており、これまで通り指名競争入札参加資格審査を隔年制とした場合、経営事項審査についてもこれまで通り隔年に受ければ良いということになり、殆どの入札参加建設業者にとってはなんらこれまでと変わらないということになります。

虚偽の記載をした場合の罰則規定の設定については、審査事務の厳正化に伴って実施されるべきであり、一部行政庁が行なった審査申請書の郵送による受付等の方式がさらに拡大した場合には審査結果に対する信頼を低下させるばかりでなく、罰則規定の設定そのものが空洞化するものと考えます。

- 〔提言〕
- i 経営事項審査は、入札参加資格審査申請の年度に関わらず毎年受けることを義務付けるべきであると考えます。
  - ii 経営事項審査結果をすべての公共工事発注者において有効利用し、入札参加資格審査における独自基準の整理等審査事務の合理化を図るべきであると考えます。
  - iii いわゆる軽微工事については、各発注者における発注区分を明確にし、保守、営繕工事等については「役務」又は「業務委託」等と概念するよう、或いは随意契約とするよう指導するなどの配慮が必要であると考えます。
  - iv 審査事務の軽減を図るためとはいえ、裏付け、提示書類を省略した郵送方式はとるべきではなく、的確なセーフガードの構築のためにも罰則規定の設定は手続の厳正化を前提に行なうべきであると考えます。

## ② 主観的事項の客観化に関する意見

ワーキンググループの報告書では、従来、各発注者ごとに行なっている主観的事項である「工事の安全成績」「労働福祉の状況」について新たに評価項目に加え、全国統一の項目とすることが上げられています。

主観的事項の客観化は従来から重要な検討課題となっており、そのこと自体は当然のことであると認識しております。しかし、入札参加資格審査の際に主観的事項とされた「建設業退職金共済」「建設業災害防止協会」への加入状況の要素については、建設業者には単に入札参加資格要件として概念され、それら制度の本来の意味が啓蒙されないまま加入が促進され、特に「建退共」については当該労働者には加入の意味が知らされないまま加入企業が証紙を張り続け、当該労働者が退職しても退職金の請求が出来ないという実態が数多く存在しています。さらに「工事安全成績」については、事故率によって評価が下がるために、重層下請構造の業界にあって責任を下請の建設業者に転嫁するケースがあり、下請である中小建設業者に深刻な問題を引き起こす可能性があります。

また、新たな評価項目として、公認会計士、税理士、建設業経理事務士（２級以上）といった有資格者の雇用を企業経営の適正化に寄与するものとしてプラス評価するとしていますが、このことは、現状では中小建設業者にとって過大な負担を生じさせるもので、大手ゼネコンとの格差をさらに広げるものであり、建設業の経営の近代化の推移を見守りながら実施されるべきであると考えます。

【提言】ⅰ 「工事の安全成績」の評価については、下請に事故責任を押しつける等のことが無いよう、労働省諸機関との緊密な連絡のもとに行なうべきであると考えます。

ⅱ 「建設業退職金共済」への加入については、その制度の主旨の徹底を図り、当該労働者の福祉につながる施策を講じるとともに、「中小企業退職金共済」「特定退職金共済制度」及び「独自の退職金制度」の評価も加えるべきであると考えます。

ⅲ 企業経営の適正化に寄与する資格者については、経營業務の管理責任者の能力担保、経営の近代化における指導アドバイスの為の資格者

の活用等の施策を講じた上で検討されるべきであると考えます。

### ③ 技術職員数の業種別算定について

「報告書」にあるとおり、建設業者の技術力を適正に評価するために、28業種ごとにわけて算定することについては、専門業者の評価が公平に行なわれるものと考えます。但し、複雑になりますので、二種類以上の資格を保有している技術職員の評価について配慮が必要であると考えます。

### ④ 適正なウェイト付けの実現のために

我々建設関係の業務を行なう行政書士は、従来の総合評点の算出式に基づいて計算した数値情報をもとに顧客建設業者への指導・アドバイスをおこなってきましたが、その中で感じていたのは、建設業者に対する資本力の評価の低さでありました。

おし並べて、日本の建設業者の資本力は諸外国のそれに比べ脆弱であるとの指摘があります。わが国の建設業界がいわゆる「受注産業」から脱皮し、構造改善、経営の近代化を達成するためには経営基盤の安定が求められると考えます。その点で、今回算出式の改善の中で、総合評点の趣旨や各評価項目のウェイトの意義を明らかにするとし、従来の完成工事高重視から自己資本が加入され新設されたWとZにウェイトが分散されることについて経営基盤重視型の意見を取り入れたものとして大変意義深いものであると考えます。

〔提言〕 i 受注産業から脱皮し、企業の社会的責任を重視し、国民の建設業界への信頼を回復するためにも、完成工事高のウェイトを下げ、経営基盤、社会性の評価項目のウェイトを適正に上げるべきであると考えます。

ii 適正な総合評点の算出の為にも審査手続の厳正化を実現するため企業会計の7つの原則—真实性、正規簿記、資本取引損益取引区分、明瞭性、継続性、安全性、単一性—を基準にした財務諸表の審査が公正に行なわれなければ経営事項審査の評価の定義が失われます。従って、審査上、税務上の確定申告書に添付した決算報告書のみをチェックするのではなく、より実態を把握するための具体的な施策を講ずる必要があると考えます。



## ⑤ 審査結果の公表について

「報告書」は、制度の透明化のために、経営事項審査の結果について少なくとも公共発注者であれば建設業者自身の承諾等がなくても審査結果にアクセスすることができることとする。としていますが、この経営事項審査の結果はすべて客観的評価であり、一人公共発注者の利便に供するべきではなく、民間発注者の保護という観点から一般に公開することを含めて検討するべきであると考えます。

【提言】 i 経営事項審査は、公共工事のみを視野に入れて法定化されていますが、民間工事にも普及させ、活用することが、建設業法の目的に照らして適切であると考えます。この点法令上で民間工事においても経営事項審査制度を利用できる道を開く必要があると考えます。

## ⑥ 締切日及び基準日の設定並びに審査業務の外部委託について

事務合理化の為の締切日の設定については、指定経営状況分析機関が定める日は全国統一が望ましく、商法上の株主総会の開催時期との整合性及び申請者の事務手続の期間を考慮して、決算日より4ヶ月以内とすることが公平性があると考えます。

基準日については、現行の10月1日を入札資格審査申請受付の最も早い開始日が1月であることを考慮して繰り上げる必要があると考えます。新たな基準日としては、例えば5ヶ月の猶予を考慮すれば8月1日以前が望ましいと考えます。

事務の外部委託については、事務の簡素化を考慮する意味については理解できますが、審査の厳正化を担保する意味において許可行政庁が直接行なうことが望ましいと考えます。

さらに、事務の簡素化の一助として民間の有資格者である実務者（建設業の実務に精通した行政書士）を相談者として参加させ、官民一体の事務処理体制の検討も有効であると考えます。

【提言】 i 中審査において「審査基準日」を現行の10月1日から各建設業者の決算日に変更する議論がなされておりますが、このことは、審査事務の煩雑化、建設業者の経営努力公平感の保持の点から問題があり、統一した基準日を設定する現行の方式を変更するべきではないと考えます。

### (3) 許可の有効期間の延伸について

許可の有効期間の延伸については、先に発表した意見書においても既に触れておりますが、3月4日の中建審法制小委員会において発表された建設産業組織ワーキンググループの報告書（以下「報告書」という）の中で具体的に3年から5年に延伸することが提起されておりますので改めて、更なる検討を行ない提言をしたいと思っております。

#### ① 許可有効期限の延伸に関する検討

建設業法の目的の一つに発注者を保護することが上げられ、建設業者に関する情報を持たないことによって業者選定を誤る国民が少なくないと考えられたために法第13条に「閲覧制度」を設け、建設工事発注者や下請負人等に建設業者の許可申請書や各種変更届出書の提出書類を公衆の閲覧に供することによって施工能力、施工実績、経営内容等に関する情報を提供し、適切な業者選定の利便に資することが規定され、法第11条により最新の情報が閲覧に供されることを法制上担保している制度となっておりますが、現状では変更届の期限内提出が遵守されておらず、甚だしい場合全くその提出がされていない実態の中で、閲覧制度そのものが機能していないといえると思っております。

さて、「報告書」では、建設業法に基づく規制は、その本来の目的を達成するために必要な範囲で的確に実施されなければならない」と述べています。当然のことながら建設業法に基づく規制は「建設業者が遵守すべき必要な範囲の規範」を定めたものであり、法の建前から当然遵守されていなければなりません。しかし、我々全国建設関係行政書士協議会が現在行なっている「建設業許可決算変更届提出実績調査」の中間報告（平成6年3月15日現在）によると、7つの許可行政庁において無作為に抽出した791業者の内252業者（31.8%）は直前3年間において全く決算による変更届を提出しておらず、法定期限内提出は、直前第1期が235業者（29%）、直前第2期が241業者（30%）、直前第3期が194業者（24%）、直前3年間の平均期限内提出率は27.6%という低

い水準であり、また、総務庁の実施した行政監察の結果においても行政庁で調査した203業者のうち85業者(41.9%)が期限内提出を怠行していませんとしており、このことは正に変更届の期限内提出が遵守されていないことを示しています。

またさらに、東京都の調査では変更届の提出率自体が平成2年度37.3%、3年度39.3%、4年度29.0%であり、数量庁の行政庁においては、経営事項審査を受ける建設業者以外の業者は殆ど変更届を提出していないという報告もあります。

公共二事を発注する行政庁等は、経営事項審査結果通知書や入札参加資格審査申請書等により、法第13条の閲覧情報よりも遙かに詳細に毎営業年度の建設業者の最新の状況を知りえることが担保されているため、閲覧制度を利用しているのは専ら民間の建設二事発注者(一般消費者)や下請建設業者等であります。

変更届提出義務が確実に履行されていない現状で、許可の有効期間が3年から5年に延伸されれば、全許可業者の約7割に当たる経営事項審査を受けていない民間を取引相手とする建設業者の閲覧情報が確実に担保されるのは5年ごとの更新時の申請書類のみとなり、国民の生命財産と安全に深く関わる許可制度は、確実に形骸化、空洞化する結果を招来することになります。

「報告書」では、「許可要件の適合性、閲覧情報の正確性等に支障の無いよう充分配慮した上で、許可の有効期間の延伸を行ない、更新の審査にかかる事務の軽減を図ることが望ましい。有効期間の延伸に伴う建設業者の信頼性等の継続を担保するため閲覧に係る許可書類の変更届出義務の遵守徹底が必要不可欠である。」とし、「勧告」においても「建設業法に基づき、別途、許可建設業者から提出される変更届、各営業年度ごとの財務諸表により、許可要件の多くの事項について最新の情報を適時把握できる」ことを前提に有効期間の延伸を検討するべきであるとして「報告書」と同じ立場を取っています。しかし、

「勸告」及び「報告書」の双方が、法第11条による変更届の義務付け、法第31条による「報告の徴収」及び「立入検査」の規定によって法制度上では建設業者の最新の情報を把握することが出来るとして許可期間の延伸が可能であるとして検討を求めています。このことは、許可行政庁における審査事務の軽減のみを優先させ、各許可行政庁の許可制度の運用の実態を無視した議論であると言わざるを得ないと考えます。

また、以上のような状況のまま許可期間の延伸が実施された場合、許可行政庁における許可要件の審査は5年に一度の更新時のみとなり、その間建設業者において例え要件欠格に当たるような事態が発生しても、許可期間中は有効な許可業者として振る舞うことが可能であり、建設業法第1条の目的の一つである建設業の健全な発展を支える「不良、不適格業者の排除」という観点からも法律上の整合性が保てないこととなります。

「報告書」に言う“十分な配慮”は当然であります。単なる配慮は、将来履行されるかされないか不確実な行為を期待することとなり、履行されない場合には「許可要件の適合性、閲覧情報の正確性等に」支障を生じ、曳いては許可制度そのものの信頼感をなくし、建設業界に対する信頼を国民から得られない結果となることを懸念いたします。

〔提言〕 i 許可有効期間の延伸の実施は、その前提である法第11条に基づく変更届の期限内提出の遵守であり、各許可行政庁における実態が把握されていない現状でその可否を論ずることは出来ないと考えます。従って、各許可行政庁における変更届の提出状況に関する詳細な実態調査を実施し公表されるよう求めます。

ii 許可有効期間の延伸は、建設業許可制度の根幹に関わる重大な問題であり、ゼネコン疑惑の批判回避の方策としての建設業者への規制強化と引替えにするような取引の道具的扱われ方をすべきではないと考えます。さらに、国民の生命財産と安全に関わる許可制度を守る立場から変更届の提出が担保されていない現状での許可有効期間の延伸には反対であります。

iii 現状での許可有効期間の延伸は、その実施によって不良・不適格業者の排除を困難にするものであり、不良・不適格業者の排除は、現行の有効期間（3年）を維持し、変更届出等の履行を徹底し、建設業者の最新の情報を確保することによって達成できると考えます。

## ② 建設業法第11条の変更等の届出期限について

第11条は、第1項の商号名称及び営業所所在地等の基本的事項の変更や第4項の経營業務管理責任者及び専任の技術者の許可要件に関わる事項に変更を生じたときは2週間以内の期間に、また、第2項の毎営業年度の工事経歴及び財務諸表等を第3項の雇用人数及び定款等に変更を生じた事項とともに毎営業年度終了後3月以内の期間にそれぞれ変更届出書を許可行政庁に提出しなければならないとしています。

これらの変更届の提出状況については前記したとおりの実態であり、この変更届出義務の遵守が許可制度を維持する上で極めて重要であることは、「勧告」及び「警告書」においても十分に認識されているところであります。「勧告」では、変更届の提出が行われていない理由として「建設業者における提出時期の失念がある」とし、一方で「提出義務を遵守していない建設業者に対し、監督処分、指導等を全く行っていない」ことを挙げていますが、変更届を全く提出していない建設業者の許可をなんら指摘すること無く更新し、明白な建設業法違反を肯定しているような許可行政庁が少なくないことを指摘しなくてはなりません。変更届の提出を指導している許可行政庁にあっても、公共工事希望業者は経営事項審査申請までに変更届出書を提出すればよく、それ以外は許可の更新時一括提出すればよいとする誤った認識が建設業者の一言にあることも事実であります。こうした状況の下では、経営事項審査を受けない建設業者は、更新さえすれば許可が維持できるという間違った認識が広がり、建設業法を軽視する傾向が生まれ、「失念」という結果につながっているものと考えます。

さらに「勧告」は、変更届の提出期限について登記を要する変更事項が生じた場合、2週間以内の提出が困難であることを指摘しています。法人の登記期間は変更事由が生じた日の翌日から起算して本店では2週間以内、支店では3週間以内と定められており、変更登記完了まで数日間を要し、変更登記後の登記簿謄本を変更届出書に添付しなければならないことを考える

と、変更届の提出期限は現状のままでは不合理であり、同様に、財務諸表等の提出時期についても、決算期に係る定時株主総会は商法上、営業年度終了後3月以内に開催すると定められており、株主総会の承認を経て確定決算となった後に税務申告が行なわれ、許可行政庁への財務諸表等の提出することとなるので、決算による変更届出書の提出期限が3月以内となっていることは極めて不合理であるといえます。

変更届の提出期限遵守の徹底を図るためには、この点での不合理を改善し、許可建設業者全体に周知、指導することが不可欠であると考えます。

以下、実務家としての立場から法第11条の変更届についての具体的提言を行ないます。

- [提言] i 各種変更届の内、商業登記事項にかかる事項については、商法の規定(商65条第67条)により本店では2週間、支店にあつては3週間以内という登記期間の設定があり、建設業法に定める2週間以内という変更届提出期限の設定は現実的でなく、また、営業年度終了後の財務諸表等の提出についても法人については商法上決算期に係る定時総会の開催時期を決算期終了後3月以内としていること、個人については所得税の確定申告が3月15日までとなっていることから申請人にとって極めて不合理となっています。従つてこれら変更届の提出期限を次のように改める必要があると考えます。
- 一、法第11条第1項、第4項及び第5項に定める変更届の提出期限を1ヶ月以内とすること。
  - 一、法第11条第2項の財務諸表等の書類の提出を営業年度終了後4ヶ月以内と改めること。
- ii 許可要件に係る変更届の様式として使用されている様式7(建設業法第11条第1項第1号)及び様式8号(2)(建設業法第11条第1項第2号)については、変更事項の発生年月日の記載欄がないため提出期限の遵守が必ずしも明確にならないので、同様式中に変更年月日の記載欄を新たに加えること。
- iii iにより緩和措置をとつた後、提出期限を遵守しない建設業者に対し、建設業法に基づく監督処分及び指導を徹底し、尚且つ、提出をしない建設業者については更新許可を拒否する等の施策が必要であると考えます。
- iv 許可行政庁において担当部署が審査事務に忙殺されている理由の一つに、許可要件の確認及び疎明書類の提出等について許可行政庁の裁量や担当者の裁量に委ねられていることが上げられますが、この点で

建設省の統一的な指導が必要であると考えます。許可要件に関する統一的判断を具体的に設定し、これに対する裏付け又は疎明資料としての書類を建設省告示或いは通達の形式で公表することによって、申請人は予め添付又は提示すべき書類を判断出来、このことによって相当程度審査窓口の円滑化が期待できると考えます。

- v 法第13条による閲覧制度を実効性のある生きた情報提供の場とするために、現在の閲覧施設、閲覧書類の保管状況、閲覧方法、利用状況等について調査を行ない、その結果に基づいて現状の問題点、閲覧制度の活用方法等について検討を行なう必要があると考えます。

### ③ 閲覧情報のデータベース化について

「報告書」では、建設市場において消費者が安心して取引できる第一の条件が、正確で広範な情報を基に、取引相手たる建設業者を合理的に選択できることであるとして、閲覧制度の充実を求め、そのためには、閲覧情報をコンピューターに入力し、データベースの整備を行なうことにより、全国どこからでも建設業者の正確な情報に容易にアクセスできるようにして、建設業に関する情報を一般消費者である国民に最大限開示することが重要であると述べています。

このことは、将来における建設業界の近代化、許可制度の充実のために極めて重要であり、我々としても是非その実現を望むものであります。しかし、これまで述べてきた各許行政庁における実態を見たとき、この実現はかなりの困難を伴う事は明らかであります。

まず、現状において入力可能なデータは、許可申請時のものとわずかに提出されている各種変更届によるデータのみであります。従って、データベースの整備を行なうためにはまず、変更届の提出を確保し、許可審査の厳正化を図り、全ての申請書、届出書、財務諸表等の様式をOA化に対応する様式に変更する必要があると考えます。

このデータベース化は、許可審査、経営状況分析、経営事項審査、入札参加資格審査といった事務の一元化を可能にするばかりではなく、一般消費者の為の閲覧制度の充実や建設工事における紛争処理にも大いに寄与するものであります。これは、建設業許可制度の成熟によってこそ実現できるものと確信いた

します。その意味においても、我々の提言の趣旨をご理解頂き検討されますよう希望するものであります。

④ 許可有効期間延伸による「規制緩和措置」の効果について  
行政改革による規制緩和は、経済的規制緩和及び社会的規制緩和の二面のあることは、ご高承のとおりであります。

建設業法に関しては、経済法としての側面から、その部分での緩和措置、「第7条の許可の基準」「第11条の変更等の届出」「第15条の許可の条件」等に見られる規制は、経済的規制として緩和されるにやぶさかではないと考えます。しかし、総務庁は、行政改革による規制緩和について、特に人命の尊重、環境の保全等に関わる社会的規制については緩和するべきではないとしており、この点で慎重な検討が望まれます。

建設業法における社会的規制といえるものは、第13条に定める「閲覧制度」を担保するための規制、すなわち「第3条の建設業の許可」「第5条の許可の申請」「第6条許可申請書の添付書類」「第11条の変更等の届出」等の規定がこれに当たります。この13条の提出書類の閲覧制度の規定は、建設業法において建設業者への指導監督、保護育成を目的とした業者向けの規定の多い中で唯一一般の消費者の保護を目的とした社会法といえるものであり、この観点から規制の緩和を考える必要があると考えます。

この点で、許可期間の延伸は、提出すべき建設業者・許可行政庁の事務量の軽減につながるという経済的な規制緩和の目的は果たすことは出来ても、国民の知る権利を制限し、人命の尊重、環境の維持保全という社会的規制の目的に反する効果を生ずることになると考えます。

また、「勸告」において、許可期間延伸の理由としている「更新時の審査事務に忙殺されている」という状況についても、単純に許可期間を3年から5年とすることによって、2年の更新受付の空白期間を生じ、許可行政庁ではその間の担当職員数の調整等アンバランスな審査体制を強いられ、既存業者の更新



時期が到来する3年間の更新受付件数はそのまま推移するため、その期間中は更新申請に忙殺される状況は逆に増幅される事態が予想され、さらに、許可行政庁である地方自治体にとって、収入源となる許可手数料が減少することが考えられます。

ここにおいて、許可期間延伸による規制緩和により一般消費者及び行政にとって、社会的益のない行政改革に陥ることを懸念するものであります。

### III おわりに

今回の建設業法改正の主な狙いは、一連の贈収賄事件によって失墜した公共工事と建設業界に対する国民の信頼を回復するために、建設業者に対する監督処分強化及び経営事項審査の透明性、客観性を高めることによって公共工事発注者の為のセーフガードを確立しようとするものであると考えられます。

しかし、建設業法に基づく許可制度はひとり公共工事発注者の保護のために機能しているのではなく、広く建設工事の発注者である消費者の保護を目的の一つとしています。従って、民間工事を含めた建設工事発注者全般のセーフガードの確立のために機能しなくてはならないと考えます。

そのためには、許可制度の形骸化、空洞化を防止し、建設業法の遵守を徹底するとともに、建設業者の経営及び施工技術の近代化を図り、それら建設業者の情報が建設工事発注者全般の利便に供されることが重要であります。

我々全国建設関係行政書士協議会は、建設業許可制度の中で唯一国民の負託に応えられる専門職業人である行政書士のグループとして、今回の建設業法の改正に重大な関心を持ちこの提言を纏めました。

建設業法に基づく許可制度は、国民の生命財産の保護及び社会資本の整備に重要な役割を果たしています。当協議会は、今後とも常に建設業許可制度の適正な運用に関心を持ち、研鑽、研究を重ね、許可制度を守り発展させる立場から機会あるごとに「意見」「提言」を発表してまいりたいと考えております。

今回のこの「提言」が許可制度の維持・発展或いは、全ての国民にとって社会的益のある有効な規制緩和のために少しでも役立つことを心より祈念するものであります。